

平成 25 年度第 2 四半期保安検査において  
実施計画違反区分「監視」と判断された項目の概要  
(福島第一原子力発電所)

H 4 タンクエリアで掘削回収した汚染土壌の不適切な仮保管

概要

H 4 タンクエリア No. 5 タンクの底部付近から RO 廃液が堰外に漏えいし、堰外の土壌に染みこんでいた事案について、当社は汚染土壌を回収し金属製の容器(ノッチタンク)に収納してエリア内に仮保管していたが、一部がノッチタンクに収納せず山積み状態のまま、線量率表示等の標識を設置せずに同エリア内に仮保管した状態となっていた。

保安措置 の該当条項等

第 1 編 第 39 条 (発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)

実施計画第 章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

対応状況

ブルーシートで養生している汚染土壌については、大型土のう用袋(トンパック)に収納した上で、ブルーシートで養生した。また、今後回収する汚染土壌についても、同様な対策にて仮置きすることとする。

また、汚染土壌を仮置きしているエリアについては、カラーコーンによる区画明示を行って立ち入り制限措置を講じるとともに、空間線量率を計測して明示した。

上記に加え、自主的な運用として仮置き場所における保管方法毎の汚染土壌の保管量の記録を作成し、管理することとした。

以 上